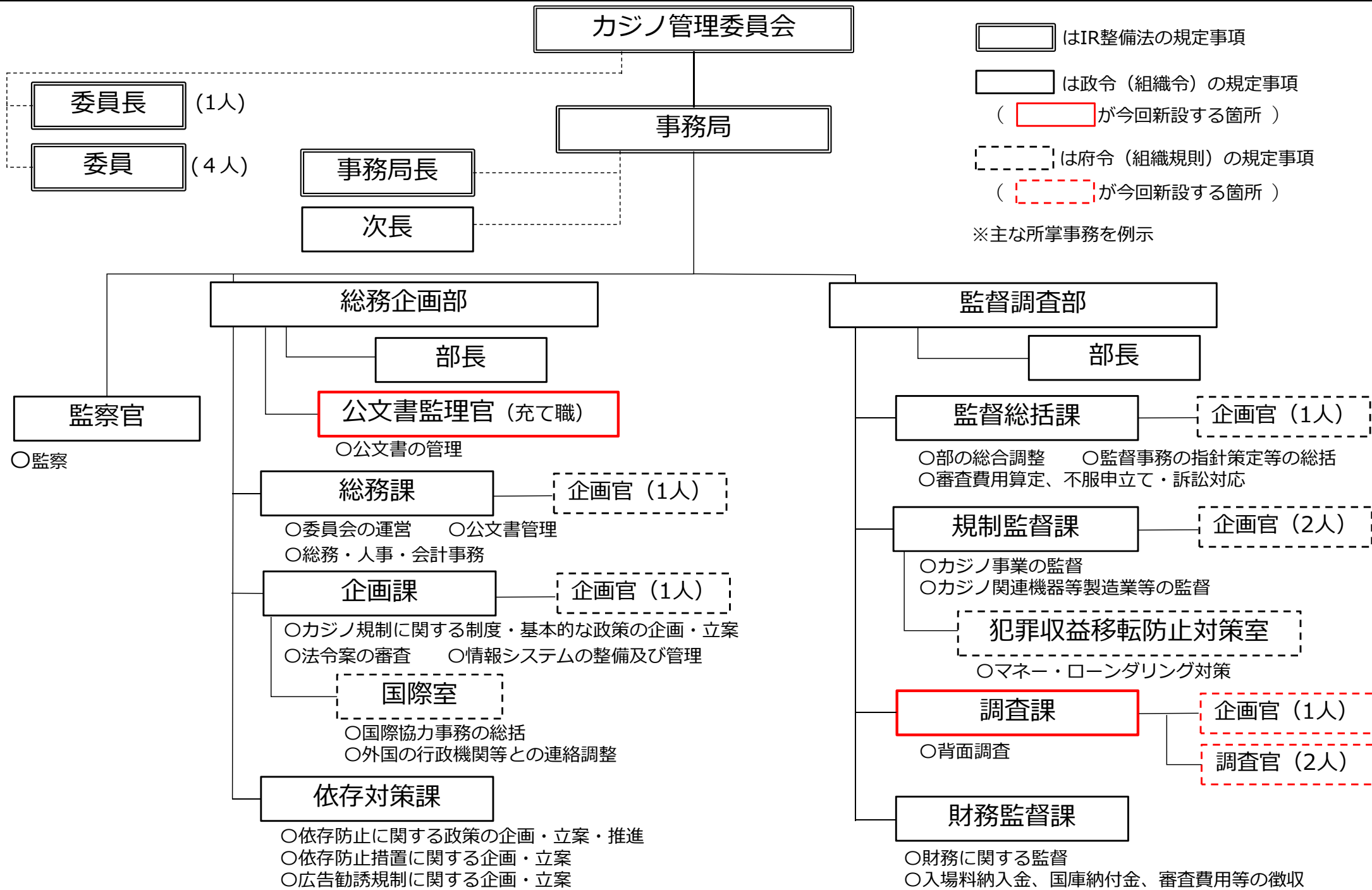


企画課 総務課	カジノ管理委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）等について	令和 2 年 3 月 5 日
<p>1. 趣旨</p> <p>カジノ管理委員会事務局に新たな課及び官職を設置すること（別添 1）等に伴い、カジノ管理委員会事務局組織令の一部等を改正するもの。</p> <p>2. 主な内容</p> <p>(1) カジノ管理委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）（別添 2）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務企画部に公文書監理官（充て職）を設置する。○ 監督調査部に調査課を設置する。 <p>(2) カジノ管理委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（案）（別添 3）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 調査課の設置に伴い、監督総括課調査室を廃止する。○ 調査課に企画官 1 人及び調査官 2 人を置く。 <p>(3) カジノ管理委員会定員規則の一部を改正する訓令（案）（別添 4）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 監督調査部の定員を 77 人とする（25 人増）。○ 事務局の定員の合計を 120 人とする（25 人増）。 <p>3. 施行期日等</p> <p>令和 2 年 3 月 17 日 閣議決定予定（政令） 予算成立次第 公布（政令・内閣府令） 令和 2 年 4 月 1 日 施行</p>		

カジノ管理委員会の組織体制案（令和2年度）



カジノ管理委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

カジノ管理委員会事務局組織令（令和元年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十五条とする。

第十二条中「監督総括課」を「調査課」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（調査課の所掌事務）

第十四条 調査課は、法第二百二十九条第一項各号に掲げる調査（社会的信用に関するものに限る。）に関する事務をつかさどる。

第十一条第二号中「第十三条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同条第四号中「第十三条第五号」を「第十五条第五号」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条を第十二条とする。

第十條中「三課」を「四課」に、「規制監督課」を「規制監督課
調査課」に改め、同條を第十一條とし、第九條

を第十條とし、第六條から第八條までを一條ずつ繰り下げ、第五條の次に次の一條を加える。

(公文書監理官)

第六條 総務企画部に、公文書監理官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)
を置く。

2 公文書監理官は、命を受けて、事務局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

理由

カジノ管理委員会の所掌事務の的確な遂行を図るため、カジノ管理委員会事務局の総務企画部に公文書監理官一人を、同事務局の監督調査部に調査課を置く必要があるからである。

改正案	現行
<p>（公文書監理官）</p> <p>第六条 総務企画部に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</p> <p>2 公文書監理官は、命を受けて、事務局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。</p> <p>第七条 （総務企画部に置く課） （略）</p> <p>第八条 （総務課の所掌事務） （略）</p> <p>第九条 （企画課の所掌事務） （略）</p> <p>第十条 （依存対策課の所掌事務） （略）</p> <p>（監督調査部に置く課）</p> <p>第十一条 監督調査部に、次の四課を置く。 監督総括課 規制監督課 調査課</p>	<p>（新設）</p> <p>（総務企画部に置く課）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>（依存対策課の所掌事務）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>（監督調査部に置く課）</p> <p>第十条 監督調査部に、次の三課を置く。 監督総括課 規制監督課 （新設）</p>

財務監督課

(監督総括課の所掌事務)

第十二条 監督総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 監督調査部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 監督事務(監督調査部の所掌に属する監督に関する事務をいう。第十五条第一号において同じ。)に関する指針の策定に関する事務の総括に關すること。

三 カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び經理の監査に関する事務の総括に關すること。

- 四 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号。以下「法」という。)第二百三十四条第一項の費用(第十五条第五号において「審査費用」という。)の算定に關すること。
- 五 監督調査部の所掌事務に關する不服申立て及び訴訟に關すること。

(削る)

六 前各号に掲げるもののほか、監督調査部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(規制監督課の所掌事務)

第十三条 規制監督課は、次に掲げる事務(第一号から第三号までに掲げる事務にあつては、総務企画部並びに調査課及び財務監督課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 カジノ事業の監督に關すること。
- 二 カジノ施設供用事業の監督に關すること。
- 三 カジノ関連機器等製造業等の監督に關すること。
- 四 カジノ施設の適正な利用に關すること(総務企画部の所掌に属するものを除く。)

財務監督課

(監督総括課の所掌事務)

第十一条 監督総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 監督調査部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 監督事務(監督調査部の所掌に属する監督に関する事務をいう。第十三条第一号において同じ。)に関する指針の策定に関する事務の総括に關すること。

三 カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び經理の監査に関する事務の総括に關すること。

- 四 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号。以下「法」という。)第二百三十四条第一項の費用(第十三条第五号において「審査費用」という。)の算定に關すること。
- 五 監督調査部の所掌事務に關する不服申立て及び訴訟に關すること。

六 法第二百二十九条第一項各号に掲げる調査(社会的信用に關するものに限る。)に關すること。

七 前各号に掲げるもののほか、監督調査部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(規制監督課の所掌事務)

第十二条 規制監督課は、次に掲げる事務(第一号から第三号までに掲げる事務にあつては、総務企画部並びに監督総括課及び財務監督課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 カジノ事業の監督に關すること。
- 二 カジノ施設供用事業の監督に關すること。
- 三 カジノ関連機器等製造業等の監督に關すること。
- 四 カジノ施設の適正な利用に關すること(総務企画部の所掌に属するものを除く。)

(調査課の所掌事務)

第十四条 調査課は、法第二百二十九条第一項各号に掲げる調査(社会的信用に関するものに限る。)に関する事務をつかさどる。

(財務監督課の所掌事務)

第十五条 財務監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 監督事務のうち財務に関するものに関すること。
- 二 入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の徴収に関すること。
- 三 国庫納付金及び認定都道府県等納付金の徴収に関すること。
- 四 法第二百三十三条第一項の手数料の徴収に関すること。
- 五 審査費用の徴収に関すること。

(新設)

(財務監督課の所掌事務)

第十三条 財務監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 監督事務のうち財務に関するものに関すること。
- 二 入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の徴収に関すること。
- 三 国庫納付金及び認定都道府県等納付金の徴収に関すること。
- 四 法第二百三十三条第一項の手数料の徴収に関すること。
- 五 審査費用の徴収に関すること。

○内閣府令第 号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第十一章の規定及びカジノ管理委員会事務局組織令（令和元年政令第三百三十五号）を実施するため、カジノ管理委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

カジノ管理委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

カジノ管理委員会事務局組織規則（令和元年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていない

いものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(企画官)</p> <p>第三条 監督総括課に、企画官一人を置く。 「項を削る。」</p> <p>2 「項を削る。」 「略」</p> <p style="text-align: center;">(企画官及び調査官)</p> <p>第五条 調査課に、企画官一人及び調査官二人を置く。</p> <p>2 企画官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。</p> <p>3 調査官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち専門的事項の調査及び連絡調整を行う。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(調査室及び企画官)</p> <p>第三条 監督総括課に、調査室及び企画官一人を置く。</p> <p>2 調査室は、特定複合観光施設区域整備法第二百二十九条第一項各号に掲げる調査（社会的信用に関するものに限る。）に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 調査室に、室長を置く。</p> <p>4 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

別添 4

カジノ管理委員会定員規則（令和 2 年カジノ管理委員会訓令第 2 号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

カジノ管理委員会定員規則

〔 令和 2 年 1 月 1 0 日
カジノ管理委員会訓令第 2 号
最終改正 令和 2 年 3 月 〇 日 〕

カジノ管理委員会に係る行政機関職員定員令（昭和 4 4 年政令第 1 2 1 号）第 1 条に規定する定員は、次の表のとおりとする。

区 分		定 員	備 考
内 部 部 局 等	総務企画部	4 3 人	事務局長 1 人、次長 1 人、監察官 1 人及び監察官付職員 2 人を含む。
	監督調査部	7 7 人	うち、課長補佐 1 人は検察官をもって充てるものとする。
合 計		1 2 0 人	

附 則

この訓令は、令和 2 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○カジノ管理委員会定員規則（令和2年カジノ管理委員会訓令第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
カジノ管理委員会に係る行政機関職員定員令（昭和44年政令第121号）第1条に規定する定員は、次の表のとおりとする。				カジノ管理委員会に係る行政機関職員定員令（昭和44年政令第121号）第1条に規定する定員は、次の表のとおりとする。			
区 分		定 員	備 考	区 分		定 員	備 考
内 部 部 局 等	総務企画部	43人	事務局長1人、次長1人、監察官1人及び監察官付職員2人を含む。	内 部 部 局 等	総務企画部	43人	事務局長1人、次長1人、監察官1人及び監察官付職員2人を含む。
	監督調査部	<u>77人</u>	うち、課長補佐1人は検察官をもって充てるものとする。		監督調査部	<u>52人</u>	うち、課長補佐1人は検察官をもって充てるものとする。
合 計		<u>120人</u>		合 計		<u>95人</u>	